

欧州知的財産ニュース

2004年6月号 (Vol. 2)

2004年6月7日

JETRO テュッセルドルフセンター

目次

特集記事

・欧州における特許情報の無料検索サービスについて(1)

特許

[欧州特許・共同体特許]

・共同体特許規則またもや採択ならず

・欧州特許庁、2003年年次報告書をWeb上で公開

[バイオテクノロジー]

・Myriad patent (乳がん原因遺伝子配列特許)、EPOの異議で取消

[医薬品]

・EU、貿易拡散防止対象リストに7品目を追加

・医薬品保護期間 - ポーラー条項指令の発効について

・途上国での医薬品アクセス問題は、特許が原因ではない (英国研究者の論文)

[コンピュータ]

- ・EU コンピュータ実施発明の特許性に関する指令案について

[その他]

- ・英国特許庁による医療関連発明に関する審査基準の公表について

意匠

- ・WIPO、国際意匠会議を開催
- ・欧州自動車製造業連盟、欧州委員 Prod議長等とEU意匠ハーモ指令改正につき協議

商標

- ・英国商標法改正、5月5日施行へ

模倣品・海賊版対策

- ・EU-中国間の税関協定署名について
- ・EUエンフォースメント指令、5月20日発効。2006年4月30日が各国国内履行期限。
- ・EU新税関規則、7月1日発効へ

不正競争防止法

- ・ドイツ不競法改正案の審議状況

特許情報・電子出願

- ・欧州における特許情報の無料検索サービスについて(今月の特集記事を参照)

・EPO主催、日本特許情報フォーラム、2004年11月25,26日に開催

・英国特許庁、電子特許庁の実施レビューと計画を公表

その他

・欧州委員会、「eu」のTLDに関する委員会規則を採択

・仏特許庁の新長官 (Benoit Battistelli 氏) 決定

・欧州委員会による公的研究機関のIPR管理に関する報告書概要

欧州知的財産ニュースは、JETRO テュッセルトールフセンター-産業財産権調査員(岩崎、濱野)により作成されたものです。最新情報を更新していく予定です。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp まで。

Copyright(C)2004 JETRO テュッセルトールフセンター-(岩崎、濱野) All rights reserved.

本メールの掲載内容の無断転載・転送は固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

特集記事

欧州における特許情報の無料検索サービスについて(1)

権利・技術情報の宝庫である特許情報に関して、欧州の主要特許庁が

提供する無料検索サービスを紹介。第1回目は、欧州特許庁（EPO）が提供する特許公報の無料検索サービス esp@cenet を紹介。

--- 詳細はこちら ---

特許

[欧州特許・共同体特許]

共同体特許規則またもや採択ならず

5月17、18日に開催されたEU(競争力)閣僚理事会で、共同体特許規則案が議論されたが、今回も採択までに至らなかった。今後議長国(アイルランド)は、本件を欧州理事会(European Council;各国の首脳がメンバー)の議長に付託する意思を明らかにしている。

共同体特許規則に関する検討は、昨年3月3日の同理事会での政治的合意以来急速に進められてきた。

残されている論点は、EPOによる特許付与後に、全EU公用語にそのクレームを翻訳しなければならないが、その翻訳の法的地位。(EPOで付与された際の手続言語と翻訳された言語との間に、訴訟の結果が相違する程度の、意味の乖離があった場合、どちらを原本とすべきか。また制裁如何。)

上記論点は、翻訳の法的な精度・権利執行の法的安定性に関することであり最終的には出願人のコストに転化されることなので、産業界の強いプッシュがあったドイツと、自国の言語の法的地位に固執するスペインとで、対立があった(入手可能な最新の共同体特許規則案はこちら。その日本語試訳はこちら。)

議長国(アイルランド)は、翻訳の法的地位の実質的判断を共同体特許裁判所に委ねる案を妥協案として提出したが、今回の理事会では、この

妥協案でもまとまらなかった模様。(なお、採択には、全会一致が必要。
妥協案の日本語試訳はこちら。)

なお、巷では、スペインの政権交代によって、スペイン特許庁長官が交代したことから(Terasa Mogin Marquin 女史 ;経済省出身)、スペインの態度が軟化するのではないかと予想されていた。5月10日のハンデルスブラット紙(ドイツ経済紙)によれば、結局ドイツ、イタリア、ポルトガル、フランスが妥協案に反対した模様。

欧州特許庁、2003年年次報告書をWeb上で公開

欧州特許庁は、6月2日、2003年の年次報告書をWeb上で公開した。この報告書には様々な観点からの出願・登録統計も掲載されており、興味深い。

---年次報告書はこちら---

[ハイオテクノロジー]

Myriad patent (乳がん原因遺伝子配列特許)、EPOの異議で取消

一連のMyriad特許(遺伝性乳がん及び卵巣がんの原因遺伝子であるBRCA1、BRCA2の遺伝子配列特許)のうち、BRCA1に関する欧州特許(699754号;2001年1月10日に特許付与)は、異議申立における口頭審理(public hearing)によって、取り消された。

http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/2004_05_18_e.htm

この特許は、米国 Myriad Genetic社(ユタ州)によるもの。この遺伝子配列特許を利用した、乳がんの検査方法を提供し始めたMyriad社は、他の機関による同遺伝子を利用した検査方法を同特許権に基づき排除したことから、同社の方針を社会問題視する声があった。欧州でも、同社

による権利行使が予想されたことから、欧州議会は、EPOで特許付与された段階で、resolution を発表し、EPO による再考を促していた。

<http://www.cptech.org/ip/health/biotech/eu-brca.html>

今回の異議申立は、キュリー研究所をはじめ、Assistance publique - Hopitaux de Paris、the Institut Gustave Roussy、the Belgian Society for Human Genetics and the Associazione Angela Serra per la Ricerca sul Cancro によるもの。

取消理由の具体的内容は明らかではないが、EPOのプレスリリースによれば、進歩性によるとされる。(なお、異議決定自体は数か月以内にEPO 公報で公表される見込み。)

なお、Myriad社は、決定に不服がある場合には、EPO審判部に対して不服申立することができる。

問題とされるMyriad特許は以下のとおり

- 699754号 (2001年 1月 10日付与 (本件特許)。any methods of diagnosing a predisposition for breast and/or ovarian cancer using the normal sequence of the BRCA1 gene)

- 705903号 (2001年 5月 23日付与。the BRCA1 gene as mutated (34 specific mutations) and to diagnosis methods for detecting such mutations and thus for showing up a predisposition)

- 705902号 (2001年 11月 28日付与。the BRCA1 gene itself, and to the corresponding protein)

後者の2件についても異議申立がされており 現在係属中。

[医薬品]

EU、貿易拡散防止対象リストに7品目を追加

4月21日、欧州委員会は、貧困国向けの廉価提供している医薬品(7品目)をEUの貿易拡散(Trade Diversion)防止対象リストに加え、これは、本年2月のGSK社からの申請に基づくものであり、かかるリスト掲載により貧困国に向けて提供された当該医薬品のEU域内への環流が防止される。

この措置は、昨年5月に制定されたEU規則953/2003に基づくものであり、貧困途上国へ医薬品を廉価にて輸出しようとする者の申請により、所定の要件(廉価提供価格設定要件等)を満たす場合にリスト掲載が可能となるものであり、特許医薬品に限らずジェネリック薬でもリスト登録可能となっている。

また、提供先の貧困国も規則により指定されており、現在76か国の途上国が対象となっている。

欧州委員会は、税関職員や一般公衆のために、当該医薬品を認識できるようにするために、当該医薬品に関する関連情報(ロゴやパッケージの形状、色等)を提供するウェブサイトを創設し、情報提供を行っており、税関等の水際において環流を防止することが容易になるようにしている。

--- 参照情報はこちら ---

医薬品保護期間 - ボーラー条項指令の発効について

医薬品のデータ保護期間に関する欧州域内の統一と、ボーラー条項の創設を含んだ、医薬品に関する包括法がEU官報(4月30日付け)に掲載され同日付けで発効した。なお、各構成国の国内法履行期限は、2005年10月30日となっている(改正法2条)。

--- 指令のテキストはこちら ---

途上国での医薬品アクセス問題は、特許が原因ではない(英国研究者の論文)

英国 Royal Institute of International Affairs 研究員の Amir Attaran 氏は、雑誌 Health Affairs に途上国における医薬品アクセス問題に関する論文を発表した。これによれば、WHOの必須医薬品リスト中の319品目のうち19品目のみが特許医薬品であり、その他は off-patent であり強制実施権の利用によりこの問題を解決すべきとするアプローチには疑問であると主張している。---詳しくはこちら---

[コンピュータ]

EU、コンピュータ実施発明の特許性に関する指令案について

5月17、18日に行われたEU閣僚理事会(競争力)で、標記の指令案が議論され、コモンポジションについての政治的合意が形成された。本指令案は、一定の要件下でコンピュータプロダクト形式のクレームを認めてきたEPOでの実務との整合性の面で、欧州委員会の当初提案、欧州議会の修正によって、大きく振れてきたが、今回の政治的合意は、ユーロリックス等の激しいロビーによって大きく修正された事項をほとんど排除し、当初の欧州委員会提案に近い内容となっている。

今後、6月初めに予想される閣僚理事会でコモンポジションが正式に採択された後、6月に改選される欧州議会での第2読会において審議される見込みであるが、(場外も含め)激しい議論となることは間違いない。

---詳しくはこちら---

[その他]

英国特許庁による医療関連発明に関する審査基準の公表について

英国特許庁が、医療関連発明に関する審査基準を公表した。この審査基準は、英国及び EPO の最近のケースローの発展に鑑み、改訂されたもの。内容的には、therapy、surgery、diagnosis や欧州特有の第 2 用途発明に関する発明の取り扱いについて詳細に記述されている。

--- 詳しくはこちら---

意匠

WIPO、国際意匠会議を開催

世界知的所有権機関 (WIPO) は、5月13、14日、イタリア・ベネチアにおいて、国際意匠会議を開催した。この会議は、ヘーグ条約ジュネーブアクトが本年4月1日より発効したことに合わせて開催されたものであり、米国、欧州、日本をはじめとして世界各国からの代表者、関係団体が参加した。

--- プログラムの詳細はこちら---

欧州自動車製造業連盟、欧州委員 Prod 議長等と EU 意匠ハーモ指令改正につき協議

欧州自動車製造業連盟 (ACEA) は、6月2日、欧州委員 Prod 議長をはじめとする他の委員と欧州自動車産業の競争力に関して協議を行い、その中で EU 意匠ハーモ指令の見直しについても議論した。

ACEA 側は、現行指令の改正にあたっては、現行指令の国内履行の影響の適切な評価と結果分析を反映させるべきであるとし、消費者への利益は証明されないまま、現行指令を改正することは、競争力や雇用に潜在的な負の影響を及ぼす恐れがあると欧州委員側に申し入れた。

EU 意匠ハーモ指令の制定には、関連部品を意匠権の効力の除外対象

とするか否かにつき、自動車業界と部品製造業界・消費者団体との間で激しい意見対立があり、現行指令第18条には、履行期限(2001年10月28日)の3年後に、EU内産業界、消費者、競争、域内市場の機能に対して本指令がもたらす結果の分析を欧州委員会が提出することと規定されており、産業界の中でも特に影響を受ける業界、複合製品や構成部品製造業への影響分析がなされることになっている。また、遅くともその1年後には、欧州委員会は、欧州議会及び閣僚理事会に対して複合製品の構成部品に関する域内市場を完成すべく、必要な改正案を提案すべしとされている。--- 詳細はこちら---

商標

英国商標法改正、5月5日施行へ

異議・無効手続を共同体商標に関するOHIMでの実務と調和させ、先行商標権者に5年以上の先使用の証明を課すとともに、手続の簡素化を目的とした英国改正商標法が5月5日より施行された。

--- 詳しくはこちら---

模倣品・海賊版対策

EU-中国間の税関協定署名について

5月6日、欧州委員会と中国政府は、貿易を促進させ、テロ・模倣品対策のため、両者の税関協力に関する協定に署名した。なお、正式な締結には、閣僚理事会での決定が必要。今年の下半期の締結が予想されている。この協定によって、国際的な税関基準にしたがって税関手続きを簡略化するとの観点から、両税関間の協力を強化するフレームワークが構

築されるとともに(6～9条)、税関手続きにおける欺瞞を防止するため、両税関間で情報交換を行う等の双方向の支援の仕組み(mutual administrative assistance)が構築される(10～19条)こととなっている。なお、EUは、すでに、同様な税関協定を、米国、カナダ、韓国、香港、インドと締結している。

--- プレスリリースはこちら--- --- 協定のテキストはこちら---

EUエンフォースメント指令、5月20日発効。2006年4月30日が各国国内履行期限。

模倣品・海賊版等の知的財産の侵害事件において、権利行使の確実なものとするために必要な手段・手続・救済措置等をEU域内で統一化するEUエンフォースメント指令が、EU官報(4月30日付け)に掲載され、20日後の5月20日に発効した(21条)。各構成国は、本指令が採択された2004年4月29日から24か月以内(20条)、すなわち、2006年4月30日までに、国内法によって履行する義務を負う。

(http://europa.eu.int/eur-lex/en/refdoc/L_157/L_2004157EN_1.pdf の45～86頁)

EU新税関規則、7月1日発効へ

昨年7月採択された「IPRを侵害している疑いのある商品に対する税関上の措置及び侵害と判断された商品に対して取られる手段に関する規則」(EC1383/2003)が本年7月1日より発効する。

この規則は、EU域内に流入する知的財産侵害品に対するいわゆる水際措置を定めたものであり従来税関規則3295/94を廃止し、新規則として置き換えたものであるが、TRIPS協定と整合した従来の基本スキームは何等変更しておらず、手続の簡素化、低コスト化を主眼として、(1)対象IPRの範囲に地理的表示、原産地表示、植物品種を追加した点、

(2)税関への差止申請の無料化、申請方式・提出情報のフォーマットの統一化、申請の有効期間を1年間とした点、(3)特定の場合の侵害品排除手続の短縮化等に重点を置いたものである。

不正競争防止法

ドイツ不正競争法改正案の審議状況

ドイツでは、現在、「電子通信分野におけるプライバシーの保護及び個人データの扱いに関するEU指令(2002/58)」の国内履行のために、不正競争防止法の改正作業が行われているところ、審議状況は以下のとおりである。

- 1.本年4月1日、連邦議会で法案が可決され、現在連邦参議院に送付中。
- 2.連邦参議院では議論が紛糾し、両院から構成される調整委員会が数回開催されたが、5月26日修正案を出せないまま終了。
- 3.連邦参議院は、6月11日、法案に異議を申し立てるか否かを採択する予定。
- 4.なお、連邦参議院が表決の過半数で異議を採択した場合には、連邦議会議員の過半数でこれを退けることができ、その異議が連邦参議院の表決の3分の2の多数で採択された場合には、連邦議会での投票の3分の2の多数で、かつ、連邦議会議員の過半数をもってこれを退けることができ、法律として成立する(独基本法77条、78条)。

特許情報・電子出願

欧州特許庁の特許情報提供サービスについて

--- 今月の特集記事を参照 ---

EPO主催、日本特許情報フォーラム、2004年11月25,26日に開催
日本及び極東地域の特許情報を欧州ユーザーへ紹介するフォーラム (Far East meets West in Vienna) が本年11月25,26日にウィーンで開催される。このフォーラムは昨年にも開催されており、日本国特許庁や日本の特許情報提供サービス業者等が欧州ユーザーに自らのサービス内容を紹介している。---詳しくはこちら---

英国特許庁、電子特許庁の実施レビューと計画を公表

英国特許庁は、5月5日、庁内システムの電子化、検索システムの向上、ユーザーへのオンライン情報提供サービス等のプロジェクトを含む電子特許庁構想の実施レビューと今後の計画を公表した。

---詳しくはこちら---

その他

欧州委員会、「eu」のTLDに関する委員会規則を採択

欧州委員会は、4月28日、「eu」というccTLD (country code Top Level Domain) の実施、機能及び登録原則に関する公衆政策規則 (public policy rules) を規定した委員会規則 (874/2004) を採択した。

欧州では、2000年3月に承認された電子商取引政策の実行計画 (e-Europeアクションプラン) の一環として「eu」TLDの創設がこれまで提唱されてきたところ、本委員会規則は、2002年4月22日に採択された「eu」

TLD の実施に関する閣僚理事会規則 (733/2002/EC) の実施細則に相当するものであり、これにより規定された公衆政策規則 (PPRs) は、「eu」TLD 登録に係る実体要件・手続要件 (どのようなドメイン名が登録されないのか、紛争解決メカニズムはどのようなものを採用すべきか等) を定めている。

なお、「eu」TLD は、既存の各国の ccTLD (uk や.de 等) を置き換えるものではなく、ウェブサイトと電子メールアドレスに対して欧州全体というインターネットアイデンティティの選択肢をユーザーに与えることを狙ったものである。「eu」TLD は、原則として、EU 域内に住所・居所を有する自然人や EU 域内で設立された法人・団体にのみ与えられる。 ---詳しくはこちら---

仏特許庁の新長官 (Benoit Battistelli 氏) 決定

5月12日、仏政府は、仏特許庁 (INPI) の新長官として Benoit Battistelli 氏を任命した。

(最初の)任期は10年とされている。ちなみにアンガー前長官も10年の任期であった。

Battistelli 新長官の前職は仏経済財政産業省の局次長で、1999年から知的財産、技術革新、競争の担当をしていた。

欧州委員会による公的研究機関の IPR 管理に関する報告書

2004年、欧州委員会の研究総局は、公的資金によって助成される大学及び研究機関による IPR の管理に関する報告書を公表した。この報告書は、ルーヴァン・カトリック大学 (ベルギー) の技術移転会社の最高経営責任者であるカパール氏を委員長を含む、技術移転の専門家14名によるWGによって作成されたもの。米国での技術移転のやり方 (ライセンス)

グモデル」)と対比しつつ、欧州での今後とるべき政策提言を行っている。
内容的には、権利の帰属の問題や、産学連携の問題、スピンアウト企業
創出の問題等について、詳細に検討されている。

--- 報告書の要旨部分の和訳はこちら---

--- 報告書の本体部分の和訳はこちら---